

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第22号

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
の施行期日を定める規則

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年瀬戸市条例第14号）の施行期日は、令和元年10月1日とする。